

指定介護予防支援

重要事項説明書

株式会社エマティー
いちえケア

指定介護予防支援
重要事項説明書

〔令和6年 8月 1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人の名称）	株式会社エマティー
代表者役職・氏名	代表取締役 豊田 晃佑
所在地	〒125-0031 東京都葛飾区西水元 3-7-19
電話番号	03-5888-4875

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	いちえケア
事業所番号	指定事業所番号 1372114080
所在地	〒121-0816 東京都足立区梅島 3-2 2-6 メゾンウメジマ103
電話番号	03-5888-4891 ※緊急連絡先（営業時間外）：070-3110-5792
FAX番号	03-5888-4892
通常の事業の実施地域	東京都足立区

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ・土曜日、日曜日、国民の休日を除く ・8/13～8/15、12/29～1/3までを除く
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで ・営業時間外にあっても、転送電話等輪番で24時間連絡対応可能な体制を整えるものとする。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	事業所の従業者及び、業務の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	常勤1名
介護支援専門員	介護予防支援業務を行い、要支援者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。	常勤換算 1名以上
事務職員	介護給付費等請求事務及び通信連絡事務等を行う。	若干名

3 居宅介護支援の内容、利用料および提供方法

内 容	提供方法
介護予防支援業務の実施	①指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」という。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。 ②介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。 ③提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ④指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 ⑤指定介護予防支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、又介護予防サービス計画に位置付けられた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
介護予防サービス計画の作成について	①介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。 （ア）利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。 （イ）利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。 （ウ）介護支援専門員は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。 （エ）介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。 ②介護支援専門員は、利用者が予防訪問看護、予防通所リハビリテーション等の保健医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。 ③介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。 （ア）介護支援専門員は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し同意を得られた場合、介護予防サービス計画に位置付けされた介護予防サービス事業者に介護予防サービス計画を交付します。（介護予防サービス計画の変更・更新時も含みます。） （イ）利用者は、介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

サービス実施 状況の把握 評価について	①介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成後において、介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ②上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも三月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に1回、モニタリングの結果を記録します。居宅を訪問しない月においては、可能な限り、通所先を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施することとし、少なくとも一月に1回モニタリングを行います。 ③介護支援専門員は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。 ④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。 ⑤介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。 ⑥訪問介護事業所等のサービス事業者より提供された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等、介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医・歯科医師・薬剤師に必要な情報提供を行います。
介護予防サービス計画の変更について	事業者が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更を、この介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。
給付管理について	事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
介護予防サービス計画等の情報提供について	利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 介護予防支援の利用料

ア 基本利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から10割給付されますので、利用者負担はありません。

居宅介護支援利用料は厚生労働大臣が定め、その額は下記の通りです。

介護サービスの提供開始以降1ヶ月当たり

区分	単位数	利用料
介護予防支援	472単位	月5,380円
介護予防支援 初回加算	300単位	月3,420円
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算	
業務継続計画未策定未実施減算		

※ 業務継続計画未策定未実施減算は令和7年4月1日から適用。

5 秘密の保持

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

6 個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他に電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

7 ハラスメントの防止

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

8 サービス利用における留意事項

禁止行為

- (1) 従業員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- (3) 従業員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

9 事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後指定介護予防支援契約を解除することができるものとします。

- (1) 従業員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時。
- (2) 上記（１）により契約を解除する場合、事業者は介護予防支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 名	介護事業者賠償責任保障 【介護サービス事業者賠償責任保険＋修正特約条項】

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 豊田 晃次
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 基本利用料

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 豊田 晃次
電 話 番 号	03-5888-4891
受 付 時 間	午前9時00分から午後5時00分
受 付 日	月曜日から金曜日まで ・土曜日、日曜日、国民の休日を除く ・8/13～8/15、12/29～1/3までを除く

(3) その他苦情・相談窓口

東京都足立区役所 介護保険課 事業者指導係	電話 03-3880-5746
足立区基幹包括支援センター	電話 03-6807-2460
東京都北区役所 介護保険課 給付調整係	電話 03-3908-1286
同上	電話 03-3908-1119
東京都北区役所 高齢福祉課 高齢相談係	電話 03-3908-9083
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口	電話 03-6238-0177

14 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実 施 の 有 無	
実 施 し た 直 近 の 年 月 日	
第 三 者 評 価 機 関 名	
評 価 結 果 の 開 示 状 況	

15 非常災害対策

管理者は、別に定める計画に基づき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。また、都道府県及び区市町村災害計画への協力に努めることとする。

16 暴力団の排除

暴力団排除条例に基づいて、区市町村と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図る者として、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととする。

事業 者 株式会社エマティー
所 在 地 東京都 葛飾区 西水元 3-7-19
代 表 者 代表取締役 豊田 晃佑

事業 所 いちえケア
所 在 地 東京都 足立区 梅島 3-22-6 メゾンウメジマ103
説 明 者

事業者から重要な事項の説明を受け、指定介護支援の提供開始について同意しました。

重要事項説明日

令和 年 月 日
利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

(利用者との関係：)